

岩手県告示第 1020 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 7 日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
原田内科脳神経機能クリニック	盛岡市山岸三丁目 2 番 1 号山岸中央ビル 1 階	平成 18 年 10 月 2 日